

一般社団法人高槻市理学療法士会 Zoom 利用規則

2020/09/01

一般社団法人高槻市理学療法士会 社会局

第一条（目的）

本規則は、高槻市理学療法士会（以下本会）の活動における web 会議ツールである Zoom の適正な利用について、個人情報をはじめとする情報資産のセキュリティ並びに業務で取り扱う電子データの安全性を確保するために必要な基本的事項を定める。また、会員の会議の利便性の拡大を目的とする。

第二条（役割と責任）

Zoom 利用において、本会会長並びに理事が管理責任を有する。定められた業務目的に沿って適切な利用と運営を行う。

第三条（注意事項）

Zoom 利用は本会の会員が、会議など組織活動においてのみ使用することを原則とし、無断利用は認めないこととする。また、設定の変更などは理事会の承認がなければ行ってはならない。

第四条（対象）

本会に所属する会員全てを対象とする。

理事と局長以外の会員は本会事務局へ問い合わせた後、承諾を得たもののみ使用を許可する。

第五条（記録）

会議で使用した、音声と画像データは本会に権限を有しており、一定期間保存する。

また、ミーティングの記録に、所属と氏名を入力し使用者が特定できるようにすることとする。

第六条（規則の変更）

Zoom 利用規則の変更

本規則の変更は、理事会の承諾を得て実施することとする。

付則

この規則は 2020 年 9 月 1 日より施行することとする。